自動車をお持ちのみなさまへ

自動車税(種別割)は、毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される県税です。

※ 割賦販売の場合は、自動車の使用者に対して課税されます。

※ 軽自動車の所有者に対しては、市町村税として軽自動車税(種別割)が課税されます。



■クレジットカード、インターネットバンキング、 Pay-easy(ペイジー)等でも納付できます!

「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印刷されたQRコードの読取等を行うことにより納付ができます。 納付方法はクレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)等から選択できます。 **風熱精**順

※地方税共同機構ウェブサイト「地方税お支払サイト」をご利用ください。

※なお、ご利用にあたっては、納税者負担が別途発生する場合があります。また、領収証書は発行されません。

■スマートフォンアプリでも納付できます!

「PayPay」、「LINE Pay」等で納付できます。

※「LINE Pay」以外は納付書に印刷されたQRコードの読取、「LINE Pay」は納付書に印刷されたバーコードの読取による納付となります。 ※利用可能なスマートフォンアプリは、上記「地方税お支払サイト」の「スマートフォン決済アプリー覧」をご確認ください。 ※領収証書は発行されません。

※ 視収証書は発行されません。

■コンビニでも納付できます!

コンビニエンスストア (セブンーイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど)で、全国どこでも、休日や夜間でも納付できます。

■MMK設置店でも納付できます!

山梨県内では、イオン、ウエルシア、オギノ、ツルハドラッグ、NewDays などのうち、MMKを設置している店舗で納付できます。 ※店舗の一覧は、株式会社しんきん情報サービスのホームページをご覧ください。

車検用納税証明書について

- ・納税通知書の右端にある自動車税(種別割)納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)は、 継続検査等(車検)の際の納付確認で必要になる場合がありますので、納付後は自動車検査 証(車検証)と一緒に保管してください。
- ・スマートフォンアプリで納付した場合や「地方税お支払サイト」を利用してクレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)等で納付した場合には、車検用納税証明書は 送付されません。



ヴァンフォーレ甲府は、自動車税の納 期内納付の啓発に協力しています!

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

自動車税(種別割)のグリーン化特例について

令和4年度に新車新規登録(初度登録)した排出ガスの環境負荷が小さいなど 環境性能に優れた自動車は、今年度1年間に限り自動車税(種別割)が軽減されま す。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車(電気自動車等一部の自動 車を除く。)は、自動車税(種別割)を上乗せする特例措置が行われています。



環境性能の優れた自動車

環境性能の優れた自動車は、自動車税(種別割)を軽減しています。令和5年度に対象となる自動車は次のとおりです。

軽減の要件			軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)			*>*>*>
営業用の乗用車 (ガソリン車・LPG車)	排出ガス性能	燃費基準	おおむね 75 % 軽減
	平成17年排出ガス基準 <mark>75%</mark> 低減 又は 平成30年排出ガス基準 <mark>50%</mark> 低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 <mark>90%</mark> 達成	
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 <mark>70%</mark> 達成	おおむね 50 % 軽減
営業用の乗用車 (クリーンディーゼル車)	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 <mark>90%</mark> 達成	おおむね 75 % 軽減
		令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準 <mark>70%</mark> 達成	おおむね 50 % 軽減

[※]燃費基準については、車検証の備考欄に記載があります。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車



新車新規登録から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりもおおむね 15%上乗せとなります。

令和5年度に対象となる自動車は次のとおりです。

ガソリン車・LPG車	平成22年3月31日以前に新車新規登録した自動車 (新車新規登録から13年経過した自動車)
ディーゼル車	平成24年3月31日以前に新車新規登録した自動車 (新車新規登録から11年経過した自動車)

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は対象外です。 また、バス (一般乗合用を除く。) 及びトラック (被けん引自動車を除く。) については、おおむね10%上乗せとなります。

●自動車税(種別割)についてのお問い合わせ先

山梨県自動車税センター (山梨県総合県税事務所自動車税部)

2055-262-4662

〒406-8558 笛吹市石和町唐柏1000-4

登録手続を忘れずに!

- ・自動車の使用を止めたときや所有者の住所・氏名が変わったときには、自動車の登録手続が必要です。
- ・登録手続をしない場合、下取りに出した自動車や廃車した 自動車の納税通知書が届いたり、変更後の住所に納税通知 書が届かなかったりするなどのトラブルの原因になります。
- ※登録手続については、自動車を購入した販売店などにご相談ください。